

設計	検算	係長	課長補佐	課長	副部長	部長

令和8年度第号

春野町弘岡下中央墓地公園区画変状に伴う地盤調査委託業務

見積参考資料

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。

・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。

・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

業務場所	高知市	春野町	弘岡下
業務日数	日	着手	令和年月日
		完了	令和9年3月10日

道路維持課

設計金額		円	業務委託理由	
内 訳	業務費		当該墓地公園の沈下・ひび割れについて、変状要因および変状の進行性の有無を確認し、今後の対応の検討に必要な基礎資料を得ることを目的に調査を行うものである。	
	消費税及び地方			
	消費税抜き金額	円		
	消費税及び地方			
	消費税相当額	円	業務の概要	
業務委託対象金額			変状に伴う地盤調査	
消費税及び地方			L = 40.0 m W = 15.0 m	
消費税込み金額			地質調査業務（一般）	
消費税及び地方消			現地踏査	
費税相当額抜きの			n = 1 業務	
業務委託対象金額			サウンディング及び原位置試験	
円			n = 1 式	
摘 要			定点観測	
			n = 1 式	
			地質調査業務（解析）	
			打合せ等	
			打合せ・中間打合せ：1 回	
			n = 1 式	
			解析等調査	
			報告書作成	
			n = 1 業務	

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
地質調査業務(一般)					
直接調査費					
現地踏査					明細表 第1号 成果市
	業務	1			
サウンディング及び原位置試験 簡易貫入試験・2.5m×4地点					明細表 第2号 成果市
	式	1			
定点観測					明細表 第3号 成果市
	式	1			
直接調査費 (電子成果品作成費(市場単価))					
	式	1			
間接調査費 (旅費交通費率分)					
	式	1			
直接業務費					

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
地質調査業務(解析)					
直接人件費					
打合せ等 打合せ・中間打合せ:1回	式	1			明細表 第4号 成果市
解析等調査 報告書作成	業務	1			明細表 第5号 成果市
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費(市場単価)	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					

単価表 第 1号

簡易貫入試験

単価表

(21.000)

金額：

内容：

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
地質調査技師	人	1.32			人件費
主任地質調査員	人	1.65			人件費
普通作業員	人	1.05			賃金
簡易貫入機械損料	日	1.00			
コーン 簡易貫入試験用	個	0.38			
ロット [△] 簡易貫入試験用	本	0.22			
	(	21.0	m 当り		)
	(	1	m 当り		)

諸 経 費 計 算 情 報

単価適用年月日	令和 8年 7月 1日
単価適用地区	高知土木事務所 1 地区(南部地区)
■地質調査業務(一般)	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費(地質調査市場単価)	計上する
施工管理費(地質調査市場単価)	計上しない
電子成果品作成費(弾性波探査業務)	計上しない
電子成果品作成費(地すべり調査)	計上しない
旅費交通費の率計上有無	計上する
安全費地域	計上しない
安全費率	0.00
まるめ区分	万円まるめ(業務価格100万円以上)
■地質調査業務(解析)	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合

令和8年度 春野町弘岡下中央墓地公園区画変状に伴う地盤調査委託業務 特記仕様書

1 業務の目的

高知市春野町弘岡下に在る中央墓地公園(縦約 15m×横約 40m、3 段、35 区画)は、造成後 44 年が経過しており、経年に伴う地盤等の変状により、園内に沈下やひび割れ等が生じている。また、平成 19 年には擁壁補強工事等を実施しているが、特に谷地形部周辺において地盤沈下が顕著に見られることから、今後の維持管理と必要な対策を講じるにあたり、園内の沈下状況及び擁壁背面の盛土等の状態を把握する必要がある。

このため、本業務において、墓地公園内の広域的な変状を定点観測により調査するとともに、観測結果から沈下が顕著である箇所の抽出と簡易動的コーン貫入試験を実施することで、地盤の強度・支持状況等を把握するものである。また、定点観測及び簡易動的コーン貫入試験の結果を相互に整理・分析し、園内の広域的な沈下状況と局所的な地盤状況を総合的に把握することで、今後対策を必要とする箇所及びその範囲を選定するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 準拠基準等

本業務の実施にあたっては、「本業務特記仕様書」のほかに、調査・検討は下記の指針・基準に準拠し、業務を進めるものとする。

なお、①～④については、最新版を使用することとし、業務中に基準等が改正された場合は、改正後の基準を用いることとする。

- ①道路土工―盛土工指針〔公益社団法人 日本道路協会〕
- ②道路土工―擁壁工指針〔公益社団法人 日本道路協会〕
- ③道路土工要綱〔公益社団法人 日本道路協会〕
- ④道路土工―軟弱地盤対策工指針〔公益社団法人 日本道路協会〕

3 作業内容

3.1 作業内容及び数量

工 種 ・ 細 別 ・ 名 称	規 格 ・ 条 件	単位	数量
地質調査業務(一般)			
現地踏査		業務	1
サウンディング及び 原位置試験			
簡易貫入試験	2.5m×4 地点、N=4 箇所	m	10
定点観測			
観測点設置	観測点12点、固定点2点	点	14
水平変位量観測	観測点12点、基準点1点、観測回数 N=3 回	点	39
沈下量観測	観測点12点、基準点1点、観測回数 N=3 回	点	39
資料整理	水平変位量観測13点(観測回数 N=3 回) 沈下量観測13点(観測回数 N=3 回)	回	78
地質調査業務(解析)			
打合せ	中間打合せ	式	1
報告書作成		業務	1

3.2 地質調査業務

(1) 打合せ

中間打合せ 1 回を基本とし、打合せには管理技術者が立ち会うものとする。

(2) 現地踏査

本業務の実施にあたり、設計図書・特記仕様書等に表示される業務内容を確認するとともに、調査に必要な現地状況を把握し、資料の整理を行う。

(3) 定点観測

既往資料、現地状況及び受発注者の協議に基づき、観測点を設置し、定点観測を実施する。なお、観測回数は 3 回を予定しており、観測時期については、1 回目を 9 月下旬から 10 月初旬頃、2 回目は 12 月下旬から 1 月初旬頃、3 回目は 2 月下旬から 3 月初旬頃に行うものとする。

①観測点設置（観測点 12 点、固定点 2 点）

②水平変位測量（観測点 12 点、基準点 1 点）

③沈下量観測（観測点 12 点、基準点 1 点）

(4) 簡易貫入試験

定点観測により把握する沈下状況及び現地の変状状況を踏まえ、沈下が顕著な箇所等について、盛土地盤の状態を確認するため、簡易動的コーン貫入試験を実施する。

本試験は、盛土地盤に対する貫入抵抗を測定することにより、地盤の硬軟及び強度の変化を深さ方向に把握し、盛土内部における締固め状態のばらつきや、軟弱化している層等の有無を確認することを目的とする。

また、試験結果を定点観測による沈下状況及び現地の変状状況と照合することで、沈下が顕著な箇所における盛土地盤の状態を整理し、沈下等の変状が生じている範囲やその程度を把握するとともに、今後の維持管理と対策の必要性を検討するための基礎資料とする。

なお、簡易貫入試験は 4 箇所を予定しており、その位置については、受発注者協議のうえ決定するものとする。

(5) 報告書の作成

業務の目的を踏まえ、検討の各段階で作成された成果の取りまとめを行い、報告書を作成するものとする。

4 総則

本特記仕様書は「令和 8 年度 春野町弘岡下中央墓地公園区画変状に伴う地盤調査委託業務」に適用する。

本業務は、本業務特記仕様書、「高知県土木設計等業務共通仕様書」、「高知県測量業務共通仕様書」、「高知県地質・土質調査共通仕様書」に基づき業務を実施しなければならない。

なお、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものを使用すること。ただし、業務期間中に改定された場合はこの限りではない。

本特記仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。

5 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

参考）個人情報保護制度に関するアドレス：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-kojin-index.html>

別記）個人情報取扱特記事項

6 基本的事項

受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができると思われるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

7 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

9 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

10 目的外利用及び提供の禁止

受注者は発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。

11 複写又は複製の禁止

受注者は発注者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

12 再委託の禁止

受注者は、発注者が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

13 資料等の返還

受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

14 従事者への周知

受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

15 調査

発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

16 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じたとき、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

17 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

17.1 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円（消費税込）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、次の期間までに登録機関に登録申請しなければならない。

- (1) 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
- (2) 登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
- (3) 完了時は完了後10日以内
- (4) 訂正時は適宜

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

17.2 提出の期限は次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、登録データに変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

18 検査

材料確認が必要な場合は業務計画書に記載又は材料確認書を提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

19 技術管理

19.1 機械器具の検定

- (1) 測量作業に使用する測量機器は測量作業規定に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明を提出すること。

19.2 成果品の検定

(1) 本業務の成果品のうち、第1回打合せ時に公共測量規定第15条により指定された場合は、測量作業規定に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する測量成果品検定記録（品質管理図を含む）を提出すること。

（※ 成果品の検定は、高精度を必要とするもの、または利用度の高いものについて適用する。）

20 管理技術者・照査技術者

20.1 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

管理技術者は、業務の技術上の管理を行うに必要な能力を有し、かつ次の要件のいずれかを満たす者を管理技術者として配置することができる者。

(1) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が備える「RCCM 登録簿」に登録があり、登録部門が「地質」若しくは「土質及び基礎」の者。

(2) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3号第1号口の規定により、登録部門を「地質」又は「土質及び基礎」として大臣が認定した者。

20.2 管理技術者の変更

(1) 管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。ただし、病床、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の承諾を得なければならない。

21 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

22 成果品の審査

(1) 受注者は、業務完了後に高知市の成果品審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

23 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、高知市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

24 成果品

24.1 提出する成果品については、以下のものを追加する。

(1) 打合せ記録簿

(2) 測量機械器具検定証明書（国土交通省公共測量作業規定第14条による）

(3) 成果品検定証明書、検定記録書（国土交通省公共測量作業規定第15条による）

(4) 業務報告書（A4 ファイル綴）… 1部

24.2 電子納品で提出されたデジタル写真について

- (1) 電子納品により引渡しを受ける成果品のデジタル写真については、電子媒体の副を保管することとなる担当部署において、無断編集等についての調査を行うことがある。
- なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

25 業務履行中の情報共有システムの活用について

25.1 本業務は、監督職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の受注者希望型業務である。契約後、受発注者間の協議により活用を決定する業務委託である。

なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン(案)(高知市)」によること。

25.2 システムを活用する際は、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- (1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
- (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
- (3) (2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨

25.3 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

26 電子納品について

26.1 本業務は、業務成果品を電子媒体で納品することにより、業務の効率化、省資源等を図る電子納品活用の受注者希望型業務である。

なお、詳細については「電子納品運用に関するガイドライン 委託業務編(高知市)」によること。

27 法令順守

27.1 本業務の遂行において、著作権法に抵触するおそれのある書籍等の複写等については、著作権者の同意、許可等を受けること。

27.2 その他関係法令を遵守し、本業務を遂行すること。

28 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は業務妨害（以下、「不当介入」という。）の排除について

28.1 受注者は暴力団又は暴力団関係者から業務の遂行にあたり、不当介入を受けたときは、その旨を監督職員に報告し、所轄の警察署長に届け出なければならない。

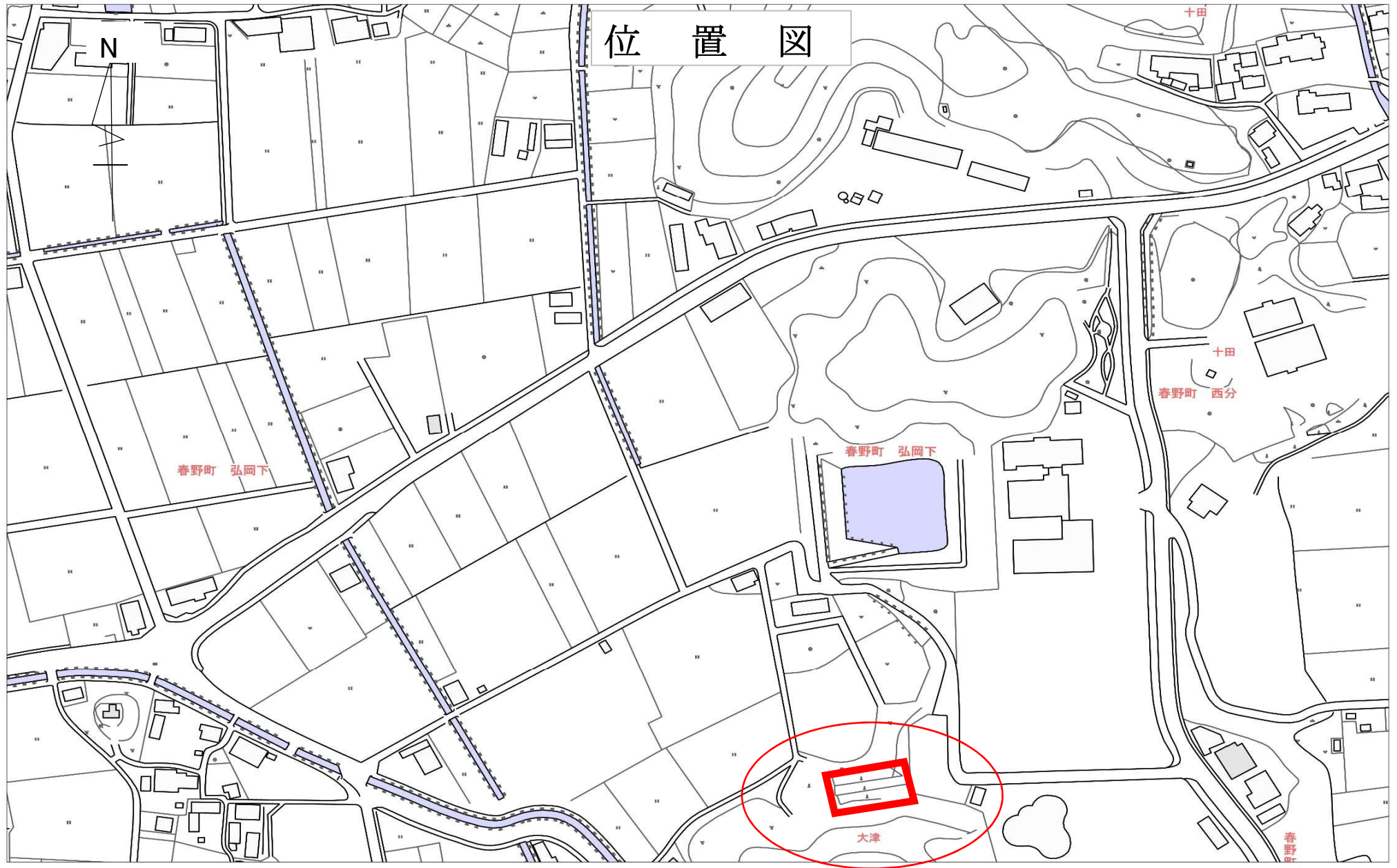
28.2 受注者は、不当介入による被害を受けた際、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署長に被害届を提出しなければならない。

28.3 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。

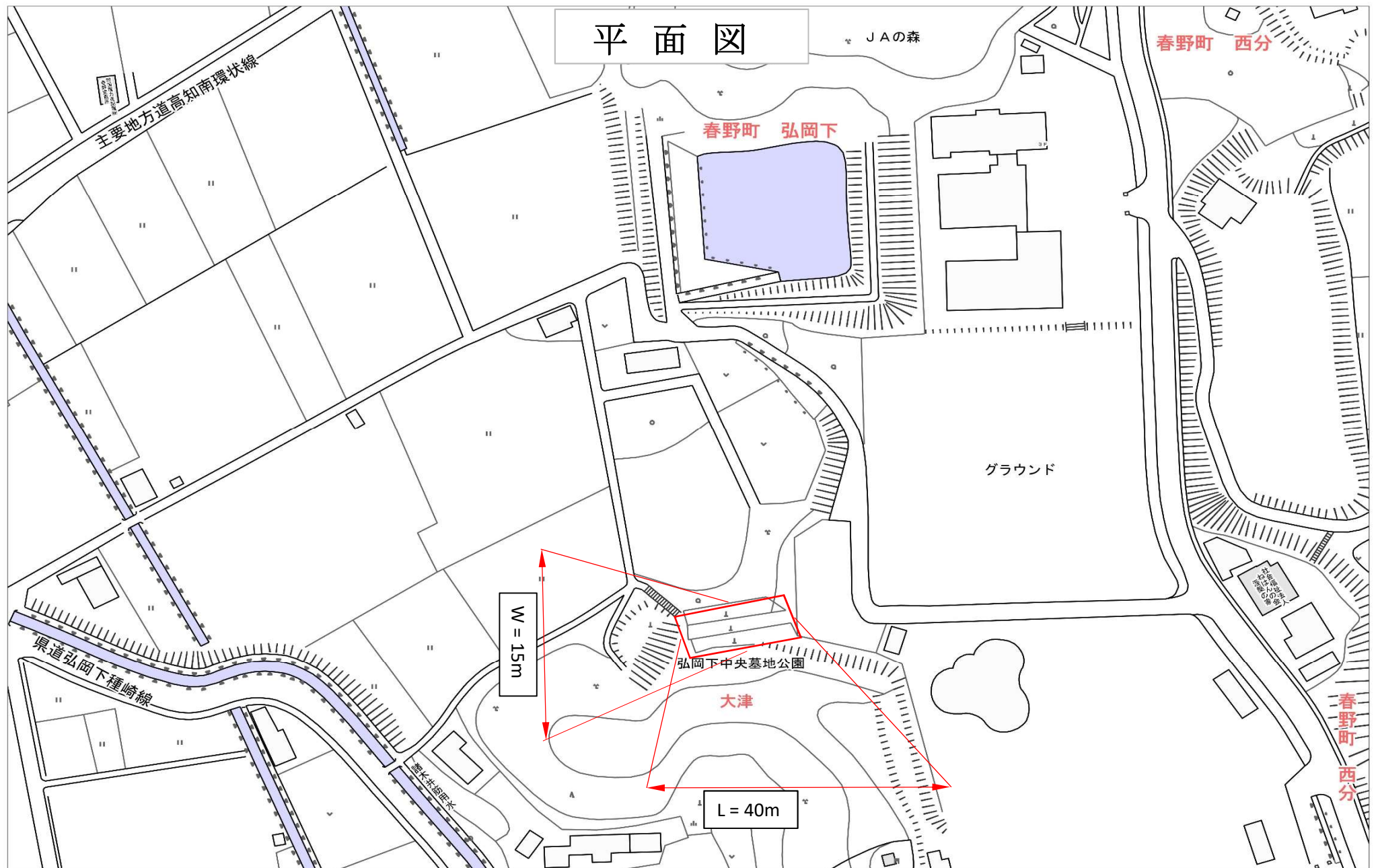
29 その他

その他、疑義のある場合は、監督職員と協議するものとする。

位置図



平面図



平面図

